

社会福祉法人宮城厚生福祉会

短期入所生活介護福田町運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮城厚生福祉会が設置する短期入所生活介護施設福田町事業所(以下「事業所」という)が行う短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員(以下「従業者」という)が要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護サービスを提供すること、及び家族の休養等がはかられることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援状態・要介護状態等の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスの提供に努めるものとする。

3 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視し、関係区市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

(1) 名称 短期入所生活介護福田町

(2) 所在地 宮城県仙台市宮城野区田子字富里223

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名

利用者に対し、利用期間中の健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導や利用者やその家族の相談に応じ必要な助言を行う。他の従業者と協力し必要な介護計画を作成する。

(4) 介護職員 7名以上

介護職員は、利用者の安全を確保し、利用者の自己決定を尊重しながら介護計画に基づき、豊かな生活が実現できるように業務にあたる。

(5) 看護職員 1名以上

嘱託医や主治医との連携を密にしながら、利用者の健康状態を把握し、他の職種と協力して、利用者の健康維持、増進に努める。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の改善または維持の為に機能訓練の指導、助言を行う。嘱託医や主治医との連携を密にしながら、利用者の健康状態を把握し他の従業者と協力して、健康維持に努める。

(7) 管理栄養士 1名

医師と連携し利用者一人ひとりの状態を把握し、身体状態状況にあった献立を作成し、嗜好等も配慮した食事を提供する。

栄養管理について、利用者、介護職等の助言指導にあたる。

(8) 調理師 1名以上

栄養士と協力し食事が適宜安全に提供されるように努める。

(9) 事務職員 1名以上

施設の事務規程に基づき、利用者の利用料等の請求納入を円滑に行う。

それぞれの職員が職務を全うできるように必要な職務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

生活の場であることから、年中無休とする。

(利用定員)

第6条 事業所の入所定員は、下記のとおりとする。

入所定員 20名

(利用料及び介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護施設の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護が法定代理受領サービスであるときは、その一から三割の額とする。他の費用については基準省令第9条第3項に定めるものの料金については、別紙のとおりとする。

- 2 食費については、事業所で定めた額・食費一日 1,750 円とするが、介護保険特定負担限度額認定証の提示があった場合は、当該規程の額とする。
- 3 滞在費(居住費)については、事業所で定めた額・二人部屋一日 855 円、個室一日 1,250 円とするが、介護保険特定負担限度額認定証の提示があった場合は、当該規程の額とする。

(事業の内容)

第 8 条 事業の内容は、利用者の心身の状況を把握し、利用者や家族の要望、ケアプランに沿った介護計画又は介護予防計画に基づき、次のとおりとする

- (1) 日常生活動作の状況に応じて、個人のプライバシーを尊重の上、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。
 - ① 排泄の介助
 - ② 移動、移乗の介助
 - ③ 離床、着替え、整容等の介助
 - ④ その他必要な身体の介助
- (2) 入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ① 準備、後始末の介助
 - ② 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ③ その他必要な入浴の介助
- (3) 必要な食事サービスを提供する。又治療に必要な利用者については、医師の処方箋(食事箋)による特別食を提供する。
 - ① 準備、後始末の介助
 - ② 食事摂取の介助
 - ③ その他必要な食事の介助
- (4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送る為に必要な支援サービスを提供する。
 - ① レクリエーション
 - ② 行事活動
 - ③ 体操
 - ④ 休養
- (5) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ① 移動、移乗動作の介助
 - ② 送迎
- (6) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ① 生活、身上、介護に関する相談、助言

② その他必要な相談、助言

(7) 夜間帯を含めた看護の 24 時間連絡体制を確保し、利用者の健康上の管理を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者等が施設を利用するにあたっては、安全に留意するものとする。

- (1) 利用者等が、施設設備を故意に破損もしくは汚染した場合は、元の状態に復元する費用を弁済するものとする。
- (2) 利用者等が、喧嘩等秩序を乱すような行為をしてはならないものとする。
- (3) 利用者等が他の利用者に宗教等の勧誘を行わないものとする。
- (4) 利用者が金銭を持ち込む場合には、施設に申し出、金銭預り内規に従うこと。

(緊急時における対応)

第10条 緊急時には利用者の安全を第一に考え、別に定める防災計画により対応する。また、利用者の事故・急変等の場合、家族や嘱託医や関係医療機関と連携し、速やかな対処をするものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業所の実施地域は、仙台市・多賀城市・塩竈市・利府町・七ヶ浜町とし、他の地域については相談に応じるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事故が発生した場合、別紙危機管理マニュアルのとおり、関係機関と連携し迅速に対応するものとする。また、重大な事故については、当該利用者の保険者へ報告するものとする。

(感染等の対策)

第13条 感染には、十分に注意し感染対策マニュアルにそって安全を確認するものとする。特にインフルエンザ等感染を防ぐため、流行の季節には施設内の掲示を行い、来訪者等に注意を呼びかけるものとする。また、予防注射の有用性を話し、利用者に接種を促すものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(その他運営についての留意事項)

第14条 身体拘束は、これを行わないものとする。当該利用者又は他の利用者等の生命又は、身体を保護するために緊急にやむを得ない場合（3条件を満たした場合）のみ身体拘束等を行うものとする。

- ①利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない場合。
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(秘密保持)

第15条 利用者やその家族の秘密は、正当な理由なく他へ漏らさないものとする。ただし、緊急時の対応や円滑なサービス提供に必要な情報等正当な理由がある場合、スタッフ養成の介護実習や社会福祉の向上のための研究等の統計に必要な場合については、関係機関に情報提供できるものとする。あらかじめ利用者やその家族に了解を得るものとする。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第17条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

(5) 上記の措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から改訂する。

この規程は令和 6 年 8 月 1 日から改訂する。